

令和3年度（2021年度）捕獲従事者育成事業委託業務処理要領

第1 目的

本業務は、認定鳥獣捕獲等事業者を指導者として、狩猟経験の浅い狩猟者に対し、狩猟における銃器の安全な取扱い等の安全教育を実施するとともに、山野におけるエゾシカ猟の実体験をとおして捕獲技術等を習得させ、将来的に捕獲体制の維持に苦慮している地域の捕獲従事者確保に寄与することを目的とする。

第2 業務内容

次のとおりとする。

1 都市部の狩猟経験の浅い狩猟者を対象とした講習会の実施

次の内容による講習会を企画し、受講者の募集から運営・実施までを行う。

(1) 対象者（受講者）

狩猟経験の浅い都市部の狩猟者、20名程度。

(2) 受講者の募集

チラシやポスター等を活用し、講習会実施に係る案内を行い、受講者を募集するとともに、受講者との連絡調整を行う。

(3) 講習会の運営・実施

ア 銃器の安全な取扱い及び射撃技術の指導

銃器の安全な取扱いについて及び射撃技術の指導を座学及び射撃場による実技指導等により実施する。

イ 山野における猟銃によるエゾシカの捕獲技術の解説及び指導

銃猟による狩猟方法についての解説及び指導を座学及び屋外にて実施する。

ウ 捕獲個体の運搬及び解体処理に関する解説及び指導

捕獲個体の運搬方法及び解体処理について、座学及びエゾシカ肉処理施設等での実技指導により実施する。

(4) 講習会の実施地域

空知、石狩、上川及び胆振管内のいずれかの地域

(5) 実施期間及び日数

契約期間の間で2日以上

2 講習会実施に係る関係機関との調整

講習会において、使用する施設等の手配及び必要に応じ土地所有者等との調整を図る。

3 受講者へのアンケートの実施

受講者に対し、講習会の内容または従事者育成に対するアンケート調査を実施し、取りまとめる。

4 結果報告書の作成

本業務の実施結果等を取りまとめた次の内容を含む報告書を作成する。

(1) 実施した講習会の詳細な内容（写真等を含む）及び使用した資料

(2) アンケートの調査内容及びその結果

(3) 受講者の募集方法の詳細及び受講者の住所、氏名、連絡先に関する資料

(4) 事業実施における成果及び課題

5 業務処理に当たっての留意事項

- (1) 第2の1(1)で対象とする「狩猟経験の浅い都市部の狩猟者」とは、原則、第一種銃猟免許取得がおおむね5年以内であって、市町村等が実施する有害鳥獣捕獲等事業に参加した経験がないものとするので募集において留意すること。
- (2) 受講者は、第一種銃猟免許所持者であって、令和3年度の第一種銃猟登録を行っており、銃器(散弾銃)を所持している者を対象とすること。
- (3) 講習会は、第一種銃猟免許取得5年以内の者を対象としていることから、経験の浅い初心者を含むことを想定した講習会の内容とすること。
- (4) 講習会で使用する射撃場及び食肉処理施設を使用する場合の使用料等については、受講者から実費の範囲内で徴収することは差し支えない。
- (5) 射撃場による実技指導を行う場合は、浦臼国際ライフル射撃場(樺戸郡浦臼町字浦臼内 589-1)で実施すること。また、実施の際は、銃の取扱等が必要になる場合があることから、射撃指導員を1名以上配置すること。
- (6) 講習会実施において、第三者の土地に立ち入る場合は、当該土地所有者への許可は、原則事業者が得ること。また、実施期間中に、講習実施区域内で、狩猟者団体等が狩猟等による捕獲を実施している場合があることから、連絡・調整を密にし、安全に配慮し業務を遂行すること。
- (7) 捕獲個体の解体処理の実技指導については、エゾシカ衛生処理マニュアル(平成27年4月改訂、北海道、以下マニュアル)を遵守すること。また、使用する施設は、エゾシカ食肉処理施設などのマニュアルを遵守でき、実技指導の際に衛生的な設備環境が整っている施設で行うことを必須とする。なお、屋外での解体処理を実施する場合についても、マニュアルを遵守することとし、残滓等の適切な処理についても講習に加えること。

第3 成果品の提出

本業務を完了したときは、速やかに次の成果品を提出するものとし、提出の際には、その内容を説明すること。

1 成果品及び提出部数

- (1) 結果報告書 1部
- (2) 上記アに係る電子データ及び撮影写真(DVD-R) 1式

2 仕様・体裁等

結果報告書については、A4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して製本またはファイル綴じ(写真、図面等はカラーとする。)とすること。

電子データについては、講習会の実施に伴いデジタル画像で記録した実施状況等の画像(画像内には日付、撮影対象、実施状況等が分かる情報を入れる。)等は、結果報告書への使用の有無にかかわらず、DVD-Rに保存して提出すること。

なお、電子データは、Microsoft社Windows形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについては、ワープロソフトJust system社一太郎又はMicrosoft社Word、表計算ソフトMicrosoft社Excelを使用し、画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。

また、画像を除き、これらを「PDFファイル形式」に変換して保存し、DVD-R等及びその収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

3 提出期限

令和4年3月4日（金）

第4 その他

1 注意事項

(1) 安全管理体制の構築

事業の実施に当たっては、連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を作成し、実施者及び受講者を含めた安全管理体制を構築すること。

また、実施者及び受講者だけでなく地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。特に、本業務は、冬期間にかけて実施されることから、事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等のないよう十分な装備と計画のもと実施すること。

(2) 電波法の遵守

事業において、無線機を使用する場合は、電波法を遵守すること。

2 連絡調整

業務の実施にあたり、関係法令等により届出や申請が必要な場合には、業務担当員と事前に調整し、手続きを行うこと。

また、荒天や災害等の発生により、やむを得ず調査の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

3 業務処理計画書

委託契約書により提出する業務処理計画書には、業務の実施体制及び従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制、一部業務の再委託先等を記載するものとする。

4 契約内容の変更

荒天や災害等の発生などにより、委託期間内に業務の一部が遂行できない場合は、業務担当員と協議の上、委託料等の契約内容を変更することがある。

5 実績報告書

委託契約書により提出する実績報告書の処理成果として、本業務の従事者等の氏名や所属、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容、成果品の作成部数、DVD-Rに保存した写真（一覧）等について記載又は資料等を添付すること。

6 データ等の公開

業務の実施により得られたデータ及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

7 その他

(1) 情報セキュリティの確保

北海道情報セキュリティ基本方針に準拠した情報セキュリティを確保するものとする。

(2) その他

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。